

○グローバル教師力開発推進室規程

〔平成27年3月26日〕
〔法人規程第35号〕

グローバル教師力開発推進室規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置するグローバル教師力開発推進室（以下「推進室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進室は、グローバル化に対応した人材育成を担う教員を養成するための施策を研究及び企画立案し、その推進及び支援を行うとともに、大学全体の教員養成に係る質の保証とその向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は次に掲げる業務を行う。

- (1) 学群・大学院における教員養成に関する基本方針の策定
- (2) 国際化に対応した国際バカロレア (IB) 教員養成学位プログラムの開発研究・実施及び多文化・多言語環境に対応できる教員養成プログラムの開発研究
- (3) 教員養成・現職教育を一体化した教師教育プログラムの開発研究
- (4) 教職科目担当者の決定、教職課程に係る時間割・シラバスの管理、教職科目の授業評価の実施
- (5) 教育実習の計画・実施
- (6) その他副学長（教育を担当する副学長）からの諮問事項

(組織)

第4条 推進室に室員を置き、教育を担当する副学長が本学の大学教員の中から指名する。

(室長)

第5条 推進室に室長を置き、室員のうちから学長が指名する。

2 室長は、推進室の業務を総括する。

(室員の任期等)

第6条 室員の任期は2年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の

翌年度の末日とする。

- 2 室員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の室員は、再任されることができる。

(事務)

第7条 推進室に関する事務は、人間エリア支援室の連携・協力を得て、教育推進部社会連携課が処理する。

(雑則)

第8条 この法人規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。